

鈴鹿市商談会等出展支援事業補助金交付要領

第1条 目的

この要領は、市内の中小企業者及び中小企業団体等が、国内外における商談会等への出展に要する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付することにより、市内創業並びに蓄積された技術及び経験を生かした新たな事業展開、新規取引先、事業提携先等の販路開拓を促進し、もって本市経済の持続的な発展を図ることを目的とする。

第2条 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商談会等 商談会、展示会、見本市その他販路拡大及び新規需要開拓を目的として、製品、技術及び特産品を来場者に対して展示し、又は商談を行う催しをいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業者で同号の製造業に属する事業を営むもの。
- (3) 中小企業団体等 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体、商工会法（昭和35年法律第89号）に基づき設立された商工会及び商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づき設立された商工会議所をいう。

第3条 補助対象者

補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に本社又は主たる事業所を有し、次条の事業を行う中小企業者及び中小企業団体等とする。

2 前項の規定にかかわらず、前項の中小企業者及び中小企業団体等が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付対象としない。

- (1) 市税を滞納しているとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

第4条 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が、国内外における商談会等（一般消費者に対し直接に販売することを主な目的

とするもの及び本市が主催又は共催をするものを除く。)に出展し、主催者に直接会場使用料等を支払う事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 個人、団体等からこの要領による補助金と同様の目的の助成等を受けていない事業

(2) 公序良俗に反しない事業

第5条 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる事業実施に必要となる直接的な経費とする。

(1) 旅費

展示会等に出展する際に係る旅費・交通費

(2) 広報・宣伝活動費

展示会等出展する際に係るパンフレット・ポスター等を作成・印刷するための経費

(3) 運搬費

展示会等に出展する際に係る出展物の輸送に係る経費

(4) 会場費

展示会等出展する際に係る会場使用料、展示会出展料等

(5) レンタル料

展示会等で使用するためにレンタルをした物品に係る経費等

(6) 現地通訳費

海外等で雇う通訳などに係る経費等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する経費は補助金の交付対象としない。

(1) 展示会等への出展以外を用途とするものに要する経費

(2) 手数料、保険料等の間接的な経費

(3) 租税公課（消費税、印紙代等）

(4) 社会通念上、公的な資金の用途として不適切と認められる経費

第6条 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内（この額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を上限とする。

第7条 交付の申請

補助金の交付を受けようとする者は、商談会等出展支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、補助対象事業の実施前に市長に提出しなければならない。

- (1) 商談会等の出展案内等
- (2) 商談会等出展支援事業収支予算書（第2号様式）
- (3) 納税証明書（完納証明）
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 この要領による補助金の交付は、同一年度内において、同一補助対象者につき1回限りとする。

第8条 交付の決定等

市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときにあつては商談会等出展支援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により、補助金の不交付を決定したときにあつては商談会等出展支援事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により当該申請した者に通知するものとする。

第9条 申請の取下げ

前条第1項の規定による交付決定（以下「交付決定」という。）を受けた者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該交付決定通知のあった日から起算して20日以内に、商談会等出展支援事業補助金交付申請取下届出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

第10条 補助対象事業の変更申請等

交付決定を受けた者は、当該交付決定を受けた内容を変更しようとするときは、商談会等出展支援事業補助金交付事業変更承認申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、当該変更が次の各号のいずれかに該当する場合については、この限りでない。

- (1) 交付対象経費の10%未満である場合
- (2) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意によって、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(3) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、必要に応じて所要の条件又は理由を付して商談会等出展支援事業補助金交付事業変更承認決定通知書（第7号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

第11条 補助対象事業の中止又は廃止

交付決定を受けた者（前条第2項の規定による変更承認決定を受けた者を含む。以下同じ。）は、補助対象事業を中止し、又は廃止するときは、あらかじめ商談会等出展支援事業補助金中止（廃止）届出書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

第12条 実績報告

交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定をした日の属する年度の3月末日のうちいずれか早い期日までに、商談会等出展支援事業補助金実績報告書（第9号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 商談会等出展支援事業収支決算書（第10号様式）
- (2) 領収書等の写し、またはそれを証明できる書類
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

第13条 額の確定

市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の額を確定し、商談会等出展支援事業補助金交付額確定通知書（第11号様式）により、当該報告をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査を行うに際し、必要に応じて証拠書類の提出を求め、又は現地調査等を行うことができる。

第14条 補助金の請求等

前条第1項の規定による確定通知を受けた者は、商談会等出展支援事業補助金交付請求書（第12号様式）により、市長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

第15条 交付決定の取消し

市長は、交付決定を受けた者（第13条第1項の規定による額の確定を受けた者を含む。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）補助金の交付条件に違反したとき。

（4）補助対象事業としての要件を欠くと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、商談会等出展支援事業補助金交付決定取消し通知書（第13号様式）により当該取消しに係る交付決定を受けた者に通知するものとする。

第16条 補助金の返還

市長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合で、当該取消しの部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

第17条 書類等の整備

第14条第2項の規定により補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた事業に係る経理を明確にし、かつ、これらの書類を整備し、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

第18条 その他

この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

（鈴鹿市商談会等出展支援事業補助金交付要綱の廃止）

2 鈴鹿市商談会等出展支援事業補助金交付要綱（平成28年3月31日告示第111号）は、廃止する。

3 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

4 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

◎担当・提出先

鈴鹿市産業振興部産業政策課ものづくり産業支援センター（別館第3 2階）

Tel：059-382-7011 Fax：059-384-0868

メールアドレス：sangyoseisaku@city.suzuka.lg.jp

○様式集

様式名	様式番号
商談会等出展支援事業補助金交付申請書	第1号様式（第7条関係）
商談会等出展支援事業収支予算書	第2号様式（第7条関係）
商談会等出展支援事業補助金交付決定通知書	第3号様式（第8条関係）
商談会等出展支援事業補助金不交付決定通知書	第4号様式（第8条関係）
商談会等出展支援事業補助金交付申請取下届出書	第5号様式（第9条関係）
商談会等出展支援事業補助金交付事業変更承認申請書	第6号様式（第10条関係）
商談会等出展支援事業補助金交付事業変更承認決定通知書	第7号様式（第10条関係）
商談会等出展支援事業中止（廃止）届出書	第8号様式（第11条関係）
商談会等出展支援事業実績報告書	第9号様式（第12条関係）
商談会等出展支援事業収支決算書	第10号様式（第12条関係）
商談会等出展支援事業補助金交付額確定通知書	第11号様式（第13条関係）
商談会等出展支援事業補助金交付請求書	第12号様式（第14条関係）
商談会等出展支援事業補助金交付決定取消し通知書	第13号様式（第15条関係）